

「改正精神保健福祉士法」のポイント

＝2010年改正＝

（やまだ塾：2012年12月28日掲載）

・第176回臨時国会において、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が2010年12月3日に成立した。これに伴って「精神保健福祉士法」が改正され、2012年4月1日に施行された。

項目	改正前	改正後
①(定義)・・・改訂	<p>第2条</p> <p>この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。</p>	<p>第2条第1項中「利用している者」の下に「の地域相談支援(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する地域相談支援をいう。第41条第1項において同じ。)の利用に関する相談その他」を加える。</p>
②(誠実義務)・・・新規	—	<p>第38条の2</p> <p>精神保健福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</p>
③(連携等)・・・改訂	<p>第41条</p> <p>精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。</p> <p>2・・・</p>	<p>第41条第1項中「医師その他の医療関係者」を</p> <p>「その担当する者に対し、保健医療サービス、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、地域相談支援に関するサービスその他のサービスが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらの</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2012 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		サービスを提供する者その他の関係者等に改める。
④(資質向上の責務)・・・新規	—	第41条の2 精神保健福祉士は、精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。